

## 研究の窓

### 家族政策の確立とその一環として児童虐待対策の改革を

グローバリゼーションが進み、ポスト工業化社会の姿がはっきり見えない中、今の私たちに最低限求められるのは何か。地球環境と平和を守りながら、歴史と蓄積を整理して次世代に伝達し、次代を切り開く素地を提供することではないだろうか。その核となるのは、総合的な力量を持つ自立した人間であり、人的資源への社会的投資の重要性は言を俟たない。特に、知識経済でますます重要な基礎的な認知能力には、家庭をはじめ幼少期の育成環境が決定的に重要であるというG・エスピネンデルセンに代表される指摘が少なくない。こうした中、いわば人的資源の破壊であり、世代を超えて社会に負の影響をもたらす児童虐待が増加していることを、私たちは深刻な問題として直視しなければならない。無論、1973年に最高裁の尊属殺違憲判決をもたらした事例を引くまでもなく、児童虐待は昔からのことであり、水面下に隠れていたものが顕在化ただけという面はあろう。しかし、児童虐待の相談件数が20年で約40倍に増えて年間4万件を超え、100人以上の子どもたちが、助けを求める術すら知らないまま、かけがえのない命を落とし、また人生を台無しにされている現実に、社会全体として正面から立ち向かわなければならない。

児童虐待対策の歴史を振り返ってみると、法制度の整備は必ずしも立ち遅れたわけではなかった。すでに1933年には、14歳未満の者を対象に、保護者による虐待に加え、児童労働による虐待の防止を主眼とする児童虐待防止法が作られ、1947年制定の児童福祉法に吸収された。制定時の児童福祉法には、発見者の通告義務、知事（児童相談所長）による施設入所や一時保護の措置、親権者の意に反する場合の家事審判所（家庭裁判所の前身的な機関）の承認手続き、知事の立入調査権限などが規定され、1951年には親権喪失の請求権が児童相談所長にも与えられて、児童相談所が中心となる現行制度の基本的な枠組みはほぼ整っていた。しかし、児童相談所による実際の対応は、指導する国の消極的な姿勢もあって、長い間、実効の伴わないお粗末なものであったと言わざるをえない。前述の家裁の承認や親権喪失の請求もほとんど実績がなく、家族の問題への介入の難しさを口実に、相談屋、判定屋に甘んじ、その陰で多くの子どもが犠牲になっていたと言われても仕方のない状況だったと思われる。親権を盾に子どもを取り戻しにかかる虐待親から体を張って子どもを守るといった実践は、一部の例外を除いてほとんどなかった。その後、1990年代に入ると、民間団体の活動が活発になるなど社会的な関心が高まり、筆者も厚生省勤務時代にかかわったいわゆる平成9年通知（平成9年6月20日児発第434号）が出されて、ようやく国も従来の消極的な姿勢を転換した。さらに2000年には、議員立法で児童虐待防止法が作られ、その後の改正による内容や運用面の充実などを含め、一定の前進が図られてはいる。使命を果たそうと前向きに取り組む児童相談所も出てきた。しかし、こうした努力にもかかわらず、全体として見れば、児童相談所が虐待を把握していながら、助けることができずに子どもが亡くなるといった悲惨な事例が今も跡を絶たない状況にある。

わが国の子育てが、基本的に保護者に委ねられ、その公的な支援は極めて限定されてきたことを踏まえ、筆者は、子どもを育てる家族を支援する家族政策を確立し、社会的入院など高齢者給付の無駄を削りつつ、十分な資源を投入することを一貫して主張してきた。一方、未成熟の子にとって、家族はかけがえのない養育基盤であるとともに、虐待を行うこともある両義的な存在であり、家族政策の確立と併せ、十分な機能を果たしていない児童虐待対策の法制度と運用を抜本的に改革することが求められている。

ここでは3点ほど提言し、小論の締めくくりとしたい。第1に、児童虐待対策を体系化された家族政策の柱の一つと位置付け、経済的支援策、育児と就労の両立支援策、ひとり親家庭対策などと連携をとり、総合的に推進する。そうなれば、例えば経済的支援策は、子どもの貧困を減らし、虐待の予防にもつながるであろう。第2に、前述のような歴史を引きずり、これまで虐待から子どもを十分に守れなかつた児童相談所を改組し、専門行政機関の創設を検討する。その場合、専門職などの人員体制や待遇など組織の管理、運営面を含めて検討し、実効ある機関とするため思い切って資源を投入する。福祉系職種の広範な活用や民営化に伴う公立保育所保育士の再配置なども検討課題となろう。第3に、児童虐待対策が、私的な空間である家庭への公権力の介入であることも踏まえ、より柔軟かつ適切な介入が可能となるような司法つまり家庭裁判所の役割を再検討するとともに、人権問題の専門家などを含む民間主導による専門行政機関の運営のチェック機構を設ける。また、早期発見、早期対応が可能になるような地域のネットワークを官民協働で整備、運営することも重要であろう。

福 田 素 生

(ふくだ・もとお 埼玉県立大学教授)